

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和2年不第 号事件） （不当労働行為救済申立書）	申立書本文	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	組合印の印影	<u>東京都情報公開条例第7条第4号</u> ○ 公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和2年不第 号事件） （申立人の第 主張書面）	主張書面本文	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	申立人代理人の氏名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 申立人が委任した代理人弁護士に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	申立人代理人の印の印影	<u>東京都情報公開条例第7条第4号</u> ○ 公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和2年不第 号事件） （申立人の第 主張書面）	主張書面本文	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	申立人代理人の氏名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 申立人が委任した代理人弁護士の仕事所に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	書面のファクシミリの 送信元の名前	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 申立人が委任した代理人弁護士に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和2年不第 号事件） （申立人の第 主張書面・最 終陳述書）	主張書面・最終陳述書 の本文	<u>東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号</u> ○ 個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	申立人代理人の氏名	<u>東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号</u> ○ 申立人が委任した代理人弁護士に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和２年不第 号事件） （答弁書）	答弁書の本文	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被申立人代理人の住所、事務所名、氏名、電話番号及びファクシミリ番号	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 被申立人が委任した代理人弁護士に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被申立人代理人の印の印影	<u>東京都情報公開条例第７条第４号</u> ○ 公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	書面のファクシミリの送信元の名前	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 被申立人が委任した代理人弁護士の事務所に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和２年不第 号事件） （被申立人の主張書面）	主張書面(1)の本文	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び同条第 6 号</u> ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被申立人代理人の氏名	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び同条第 6 号</u> ○ 申立人が委任した代理人弁護士に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被申立人代理人の印の 印影	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 4 号</u> ○ 公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	書面のファクシミリの 送信元の名前	<u>東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び同条第 6 号</u> ○ 被申立人が委任した代理人弁護士の事務所に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和２年不第 号事件） （被申立人の主張書面 最終陳 述書）	主張書面・最終陳述書 の本文	<u>東京都情報公開条例第７条第２号、同条第３号及び同条第６号</u> ○ 個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ○ 法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被申立人代理人の氏名	<u>東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号</u> ○ 被申立人が委任した代理人弁護士に関する情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ○ 労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被申立人代理人の印の 印影	<u>東京都情報公開条例第７条第４号</u> ○ 公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 及び当該規定を適用する理由
事件（令和２年不第 号事件）令和２年 月 日交付の 事件記録 (調査調書)	全文	<u>東京都情報公開条例第７条第２号、同条第３号及び同条第６号</u> ○ 個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ○ 個別事件の非公開としている調査内容を一般に公開することにより、当事者の審査手続の対応に第三者からの不当な介入を招き、当事者に不測の不利益が生じるおそれがある。 ○ 審査手続への第三者による不当な介入を招き、審査手続が阻害されるおそれがある。 ○ 非公開の前提で行っている調査についてその内容を開示することは、当事者からの労働委員会制度に対する信頼を損ね、事業運営に支障が生じるおそれがある。
事件（令和２年不第 号事件）（命令書）	執行委員長以外の申立 人の組合員の氏名	<u>東京都情報公開条例第７条第２号</u> ○ 個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。